

事 務 連 絡
令和3年(2021年)4月15日

指定障害福祉サービス等事業所 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係

サビ児管実践研修修了のみなし措置について

さて、令和元年度から令和3年度までの間に、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(以下、サビ児管という。)基礎研修」を修了している者は、研修修了日の翌日から3年間は、「サビ児管実践研修」を修了しているものとみなして、実務経験要件を満たしていれば、サビ児管としての配置が可能とされております。

滋賀県においては、今年度より「サビ児管実践研修」を実施する予定をしておりますので、当該のみなし措置にて配置しているサビ児管が、のみなし期間中に「サビ児管実践研修」を修了できるよう、十分に御留意ください。

※サビ児管基礎研修修了者とは、相談支援従事者初任者研修(講義部分)とサービス管理責任者基礎研修のいずれも修了した者を指します。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係
Tel : 077-528-3544